2020年3月10日　参議院内閣委員会　会議録抄

大臣所信に対する質疑

**○岸まきこ**　立憲・国民．新緑風会・社民の岸真紀子です。

　新型コロナウイルスにおいて賃金や経済も深刻なものとはなっておりますが、本日は医療や福祉の現場の声を基に質問の方を行っていきたいと思います。

　最初に、新型コロナウイルスの重症化、特に重篤になりやすい方の特徴というのを簡潔に教えてください。

○宮嵜雅則　厚生労働省健康局長　お答え申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症対策専門家会議によりますれば、新型コロナウイルスについては、高齢者、それから、基礎疾患として高血圧とか糖尿病、心疾患などを抱える者は重症化するリスクが高いとされております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　今、高齢者ということがありましたが、厚労省のサイトの方で、新型コロナウイルスに関するＱアンドＡ、一般の方向けのところですが、高齢者の多い社会福祉施設などではどのような感染対策を行っていますかという問いがございます。この中には、具体的には、各施設等において、厚生労働省が示した感染対策マニュアル等に基づいて、高齢者や職員、さらには面会者や委託業者等へのマスクの着用を含むせきエチケットや手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒等、サービス提供時におけるマスクやエプロン、手袋の着用、食事介助の前の手洗いや簡潔な食器での提供の徹底等、感染経路を遮断するための取組を強く要請していますとなっています。

　ですが、この間もずっと委員会等で取り上げられておりますが、介護施設において、本日段階においても残念ながらマスクが不足している現状にあります。このような状態の中でどう感染対策を行えばいいのか。菅官房長官にもお越しいただいております。対策本部としてのお考えをお伺いいたします。

○菅義偉　内閣官房長官　マスクについては、供給の多くを占める中国からの輸入が停滞するなどにより需給が逼迫していますが、これまで増産要請や設備投資支援を行い、今月から月六億枚程度の供給を確保いたしているところであります。そしてまた、先般はこうしたマスクが買い占められて高値で取引される事例がありましたので、国民生活安定緊急措置法を適用してマスクの転売行為を禁止もいたしました。

　また、消毒用アルコールについても厚生労働省から増産要請を行い、国内主要各社では二月は一月の約一・八倍の生産を行うなど、できる限りの増産に努めているところです。

　同時に、高齢者施設など、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へマスクの供給を確保していくことが必要であると考えており、このため、マスクや消毒用アルコールなどの衛生用品について、自治体の備蓄を不足している高齢者施設等に放出するよう、厚生労働省より働きかけを行っております。

　さらに、本日取りまとめます第二弾の緊急対応策においてこうした取組を抜本的に強化し、何度でも利用可能な布製マスクを二千万枚、国が一括して購入し、高齢者施設等に対し、自治体の協力も得ながら、少なくとも一人一枚は行き渡るように配付をする、このようにしております。

　政府としては、今後とも、高齢者施設等で感染が広がらないよう、厚生労働省、経済産業省、総務省を始めとする関係省庁が一体となって高齢者施設におけるマスクの確保に取り組んでまいりたい、このように思っています。

　連日、厚労省から電話をさせまして、何枚必要かということを各々吸い上げた中で今対応をしておりますことを申し上げさせていただきます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　今の官房長官のお話にもありましたが、国会答弁の中でも、各都道府県にマスクや消毒液などの備蓄数量と各施設のニーズを三月六日までの締切りということで調査をしていると思いますが、事務方の方にお伺いします。今後の見通し、教えてください。

○諏訪園健司　厚生労働省大臣官房審議官　まだ現在集計中でございます。

**○岸まきこ**　なるべく早くということで、更に追加で現場の状況をちょっと触れさせていただきますと、介護職場の方から聞いた話によりますが、本当であれば、今の時期、インフルエンザ対策で一人の利用者に対してマスク一回一回取り替えているんですが、一日一枚しか配付されていないというところがありました。もっとひどいところは一週間に一枚しか配付がされなくて、しかも使い捨てマスクなので、自分でそれを、何というんでしょう、煮沸をしたりして何とか利用している。でも、これじゃやっぱり感染ってとどまらないんじゃないかなというふうに思っています。高齢者や基礎疾患を有する方は重症化するリスクが高いというふうになっているのであれば、国として国民の命を守るためにプッシュ型の支援をお願いいたします。

　福祉職場で働く労働者は、毎日、感染させてしまうんじゃないかという不安を抱えながら仕事をしている状況です。先ほども官房長官の方から御答弁いただいたんですが、ここでは新たに労働者に対して安心してできるように、政府として責任を持ってこのマスクの供給を行っていくということを再度決意を述べていただければと思います。よろしくお願いします。

○菅義偉　内閣官房長官　しっかりそのように対応していきたいというふうに思います。

　実は、厚生労働省と経済産業省と総務省から成るマスクチームというのを立ち上げておりまして、今三十人程度で、それぞれ電話をし、一つ一つ今埋めていっているところでありますので、しっかり対応させていただきたいと思います。

**○岸まきこ**　力強いお言葉と、体制を整えていただいたことに感謝を申し上げます。

　菅官房長官への質問は以上ですので、御退席いただいても構いません。

○水落敏栄　内閣委員長　菅内閣官房長官は御退席いただいて結構です。

**○岸まきこ**　また、医療用マスクの安定供給については、二月二十五日に要請を行い、感染症病床のある病院には既に優先してマスクの方が供給されているというふうにお伺いしているんですが、実はマスクだけではなくて防護服、防護具なども必要としているんですが、その辺についてどうでしょうか、今の現状。

○八神敦雄　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　まず、医療機関向けのマスクにつきましては、医療機関への円滑な供給体制を確保するということで、メーカーへの増産要請に加えまして、在庫の不足が見込まれる感染症指定医療機関に都道府県等の備蓄を振り向けるといったことですとか、備蓄の増強を検討するように要請するといったことを行ってきてございます。

　また、今議員から御紹介ございましたけれども、新型コロナウイルス患者を受け入れている都道府県等の要請に基づきまして、備蓄や在庫が不足している都道府県等、また感染症指定医療機関等に対しまして、メーカーと卸業者協力して、厚労省の指示の下、一定量医療用のマスクを優先的に供給するという仕組みを二月の二十五日から開始をしてございます。

　また、こうした中で、三月五日の総理の指示を受けまして、需給面で対策を取るということで、マスクの転売行為の禁止でありますとか、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーへの増産要請、輸入拡大といったことで一千五百万枚を国として確保をし、自治体などを経由をして必要な医療機関に優先配付できるような調整を進めるといったこと、また、マスクメーカーに対する更なる増産支援も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図ることなどの対応をしております、図ることとしております。

　また、マスク以外、今ございました防護具、消毒液といったものにつきましても、増産要請を行うとともに、都道府県に対しまして備蓄の放出をお願いをしておるところでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　本当に、至急、急いで確保の方をお願いいたします。

　また、防護服の問題なんですが、実は現場においては、この防護服が値段が高いという話も出てきています。通常では必要としていないこの防護服、防護具について、新型コロナウイルス対策に関連する経費というものは誰が負担をするのでしょうか。罹患していれば診療報酬に組み込まれていくのか、疑わしいだけのときには病院の自前の負担となるのか、介護の施設などはどうなのかということをお伺いいたします。

○八神敦雄　厚生労働省大臣官房審議官　防護服についてのお尋ねでございました。

　まず、タイベック防護服などの全身を覆う着衣につきましては、コロナウイルスの感染症防御の標準的使用として求められているというものではございませんが、感染症防御を徹底する観点から一部医療機関で使用がされているというふうに承知をしてございます。標準的な使用ということでは、アイシールドですとかフェースガード、ガウン、手袋等の防護具ございまして、これは今メーカーに対して増産の要請を行っておるところでございます。

　感染症に対する医療体制整備の支援ということでは、都道府県、市町村や医療機関におけるマスク等の個人防護具の配備に掛かった費用については、二分の一を補助金により支援をするということをしているところでございます。

**○岸まきこ**　次に、感染症病床以外の病院についての医療用マスクについてお伺いをいたします。医療用マスクが確保できているのかどうかというところです。

　私が調査したところによると、都道府県とか病院によってばらつきがあるようです。備蓄があるところとかないところによって違いがあるんですが、一つ事例でいいますと、精神科の病院なんですが、ここが実はマスクが後回しにされていて確保ができていないという実態を聞きました。何と、さっき、介護の施設、一週間に一枚と言ったんですが、一か月で三月分として一人五枚というふうに配付をされたというような話がありました。実はこれが、四月も同じように、もう備蓄が足りないので一人五枚の配付というような本当に深刻な実態にあります。

　この精神科病棟については、御承知のとおりかもしれませんが、今、非常に認知症の方、高齢者の方が多く入院されている実態にあります。ここにもやっぱり目を向けて、きちんと優先的に回すようにお願いをしたいと思います。

　それと併せて、保育所、学童保育、放課後等デイサービス事業所、障害者支援施設、そして事業所など、消毒液とマスク、どこも不足している実態にあります。

　先ほどもいろんなお話を受けましたが、多くの人がマスクを必要としているんですが、こういったところ、集団感染を防ぐためにも優先して国が確保すべきと考えます。罹患を防ぐためにも、先ほどもお言葉いただきましたが、いち早くプッシュ型支援をお願いいたします。このことについて、見解があればお伺いいたします。

○八神敦雄　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　マスクを始め様々な物資につきまして、今医療機関に充足できるように、一日でも早く充足できるようにということで取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

○本多則惠　厚生労働省大臣官房審議官　保育の関係についてお答え申し上げます。

　子供関係の施設につきましても、本日取りまとめる第二弾の緊急対策におきまして、何度でも再利用可能な布製マスクを国が一括して購入し、保育所、学童保育、放課後デイサービス等の施設に対し、自治体の協力も得ながら配付することとしております。特に、感染拡大防止の観点から、必要な場所へのマスク等の衛生用品の確保について、関係省庁が一体となってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　保育とか学童も、本当に今、毎日毎日、本当に心配をしながら仕事をしているという状態なので、いち早くの支援の方をお願いいたします。

　時間も限られてきたのですが、高齢者や障害者の通所ケア、デイサービスとかですが、あと就労継続支援事業について、新型コロナウイルスを恐れて利用者が自主的に欠席をしているというような実態が地域で生まれています。

　もちろん、健康を守るためには大事ではあるんですが、一方で、利用者が一時的にでも減るということによって、事業主、経営者が経済的な経営状況に直結する課題となっています。介護報酬などの収入が減って事業が継続できなくなる、廃業となってしまったら、新型コロナウイルスが終息したときに、その後正常化したときに、必要とする人がそのサービスを受けることができなくなってしまう、そんな重要な課題だと思います。

　こういったところに対しての支援、経営的な支援については何かございますか。

○橋本泰宏　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長　今般の新型コロナウイルス感染症につきまして、御指摘いただきましたような障害福祉サービスの事業所ですとかあるいは介護保険の事業所などへの影響というものを限りなく小さくしていくということが重要でございます。

　このため、障害福祉サービスですとかあるいは介護保険サービスにおきましては、都道府県等から要請を受けて休業している場合に対する特例といたしまして、新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を考慮しまして、利用者が居宅で生活している場合でもできる限りのサービスを提供した場合には各報酬を算定できるというふうな取扱いにさせていただいております。

　また、これに加えまして、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援を実施しております。

　また、独立行政法人福祉医療機構におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業規模が縮小等となった障害福祉事業所ですとか介護保険の事業所に対する経営資金融資におきまして、償還期間や貸付利率の優遇措置による支援を実施しているところでございます。

　御指摘いただきましたように、障害福祉や介護保険の事業者が事業を継続するということは障害者や高齢者が安心して生活していくために不可欠でございますので、今後とも適切な支援を進めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　今お話にもあったんですが、経営資金融資ということであると、あくまでも融資となっています。元々この福祉の分野というのはもうけることができない仕組みとなっていまして、本当に厳しい状況にあります。できれば、融資では返済することが難しくなってきますので、返済しなくてもよい助成金などの検討をお願いしたいと思いますというか、検討をお願いします。

　次に、安倍首相は五千を超える感染症病床を確保するというふうにおっしゃいましたが、どのように確保するのかというのをお伺いいたします。

　一般病床を利用するとなると施設基準に問題はないのかという観点と、感染病床と一般病床では人員の配置は同じかもしれませんが、医療従事者をきちんと確保できるのかとか重症化患者に対応できるのかどうかというのをお伺いいたします。

○宮嵜雅則　厚生労働省健康局長　お答え申し上げます。

　五千床につきましてですけれども、まず一つは、感染症指定医療機関で現在全国で二千床余りございますが、そのうち千三百床が空床であるということ、それから、二月二十二日の時点でございますが、その指定医療機関の感染症指定病床以外の病床が、これ全国ではなくて十六の府県の数字ですけれども、四千床程度あるということを併せると、五千床ぐらい確保できるだろうということで申し上げておりますが、御案内のように、ベッド数動いておりますので、これは直近の数字を取りながらしっかりリバイスして体制を取っていかなければいけないと思っております。

　感染症病床はもちろんですけれども、それ以外の一般病床につきましても、例えば個室管理とか感染防御、院内感染対策とかというのはしっかり取っていただくというか、そういう御説明もさせていただいて、しっかり確保できるように国としても支援していきたいというふうに考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　一般の入院患者が違う階へ、普通、病院のことを考えていただくと分かると思うんですが、一般の入院患者が違う階に行き来するというのが自由にできるような状態の中で果たしてこの動線をきちんと確保できるのかというのが心配されますので、しっかりとこの辺の対策をしていただきたいと思います。

　次に、医療従事者向けの教育とトレーニングが必要になってくると思います。いろんなこれから患者を受け入れるという体制のときに、感染症の病床以外のところも受け入れるとなると、やっぱり必要なトレーニングがあります。多数の患者の受入れに備えて労働者も準備する必要があると考えますが、衛生及び管理部門で働く労働者など、間接的に雇用されている労働者に対しても適切な対応をお願いいたします。

　そのために国としての予算が必要ではないかと考えますが、この辺、予算どうでしょうか。

○宮嵜雅則　厚生労働省健康局長　お答え申し上げます。

　予算と申し上げますか、従事者のトレーニングの関係で申し上げますと、厚生労働省では毎年講習会を実施しておりまして、医療従事者向けに最新の科学的知見とか院内感染対策について普及啓発を行っております。例えば今年度でございますと、特定機能病院の院内感染対策、それから近隣医療機関への指導助言体制、あるいは地域で指導的な立場を担う医療機関の医療従事者を対象とした院内感染対策、あるいは、昨年十一月には、特定の感染症に関する取組といたしましては、新型インフルエンザに特化した研修も実施しているところでございます。

　今般の新型コロナウイルスの対応につきまして、研修につきまして、どういうものが必要なのかとか、今そもそも開催すべきなのかとか、人を集めてですね、そういうことがありますので、考えなきゃいけないことは多いのですが、まずはいろいろ通知とかお示しさせていただいて、国立感染症研究所とか国際医療センターが作った感染管理のガイドラインとか、あるいは日本環境感染学会が作りました感染症への対応ガイドとか、あるいは日本感染症学会が作りましたそういうガイドラインのようなものは周知させていただいておりまして、しっかり取り組めるように国としても支援していきたいというふうに考えております。

**○岸まきこ**　是非、労働者の安全衛生としても対策の方をお願いいたします。

　それと、これは質問ではないんですが、要望とさせていただきますが、ＰＣＲ検査の拡充によって、今度、検査のキットを運ぶ運送が伴ってくると思います。これについても、しっかりと感染症対策としての運送の安全対策をお願いいたします。

　次に、竹本大臣の所信の中で、新型コロナウイルスの研究開発を始め、基礎から実用までの一貫した研究開発の推進等を内容とする健康・医療戦略を推進しますというようなお話がありましたが、これ、具体的な中身の方、どのように推進されるのかというのをお伺いいたします。

○竹本直一　科学技術政策担当大臣　約五年前ですけれども、健康・医療戦略室というのを法律でもって設けました。これは、健康・医療対策というのは文科省あるいは厚生労働省の関係機関でやっているケースが多いわけでございますが、省庁間の壁をなくし、より効率的に、幅広くかつ網羅的に国全体の施策を見ようということでつくった組織でございます。

　その健康・医療対策室で全体を見ておりまして、今回の感染病の対策におきましても、先般、二月十三日だったですけれども、ＡＭＥＤという組織がございますが、そこの調整費の一部、残り、もうほとんど使っておりまして、残り五億足らずしかなかったんですが、それに予備費十五億を足して約二十億円で検査体制を組みまして、それで、この感染症のキットの開発、治療、そしてワクチン開発、この三つをやることとしてスタートいたしました。しかし、その後、クラスター現象が起こるなど、非常に深刻になってまいりましたので、既に使い道を別に決めておりましたところの予算をひっくり返しまして二十五億持ってきまして、それで更にこういった調査研究の精力的な推進を図っているところであります。

　そうすることによって、可能な限り早く短時間で検査できるキットの開発、そういったものを作ることによって、できるだけ多くの方が即座に検査できるように、そして、かかった人の治療、これも確定したものがないんですけれども、いろいろ御提案がございまして、それが実際に、例えばほかのインフルエンザで使っていた薬といいますか、それを今回のやつに使えるかどうか、そういう実証研究を今精力的にやっているところであります。

　一日も早く患者の皆さんが助けられるようになるように、精力的に緊張感を持って取り組んでいるところであります。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　非常に重要なこの省庁間の調整と研究開発、ＡＭＥＤを中心にということですが、本当に大事な機関であると思いますので、改めて大臣の積極的な推進の方をお願い申し上げます。

　それと、専門家会議が、自覚のない軽症の若者が出かけて広めているというふうな発表をされたと思うんですが、初期の風邪の症状は自宅待機を促すとか、せきエチケットとか、手洗い、うがいなどの周知が重要になってくると考えます。

　若者への周知というのであれば、例えばフェイスブックとかツイッター、ＬＩＮＥ、インスタグラムとか、視覚を使ったＳＮＳが有効というふうに考えます。

　竹本大臣におかれましては、ソーシャルメディアマーケティングを国としてもふだんから必要というふうに活用を呼びかけていると思うんですが、このことについても積極的に呼びかけていただけないでしょうか。

○竹本直一　科学技術政策担当大臣　先生のおっしゃるとおり、こういった感染、ウイルス対策の情報については正確に早く必要とするところに届けたい、当然でございますが、実際上、ＳＮＳで探す場合が多いんですけれども、これには、自治体の情報であるとか、あるいはイベントの情報であるとか、あるいは学習塾をやるとかやらないとか、そういった関係の情報が実際、インターネットに上げられております。しかし、どこからアプローチしていったらいいのか分からないということで、実際は、情報は出しているけれども必要とするところに十分届いていない、それが現状であります。

　そこで、我々は、その現状を見まして、これはどこかで一点に集中してより効率よく発見できるようにしなきゃいけないということで、政府の中に、内閣府の中にＩＣポータルというのをつくりまして、そこにアクセスすれば、ＣＩＯ、ごめんなさい、ＣＩＯというのをつくりまして、ここにアクセスすれば必要な情報がすぐ見付かるような、そういう仕組みをつくって、今その運用をしております。

　それには全情報、今のところ全部入っているわけではないと思いますが、可能な限りそこに全ての情報を集約して、そこを触ればさっと出てくると、そういうことを実現しようと思って努力しているところであります。

**○岸まきこ**　私もフェイスブックとかインスタとかツイッターの方をさせていただいておりますが、この間、フェイスブック見ていると、厚労省の広告というんですかね、サイトが出てきまして、そこをぱっとやったら、そういう一遍にまとまっているサイトに飛ぶことはできました。

　ですが、これ、関心のある方はそこを押して行くと思うんですが、そうではなくて、一方で関心の低い人にも、文章がたくさん連なっているものはなかなか読まれないので、絵で見て分かるとか写真で見て分かるとか、ポスター的なものを出てくるような仕組みを考えていただきたいと思います。そういった工夫をして、こういうときこそ積極的に活用をお願いしてもらいたいです。ただし、気を付けなきゃいけないのは、プロパガンダというのは駄目です。プロパガンダは決してやらないでいただきたいです。

　最後に、今回、厚生労働省とか保健所の職員とか、医療とか介護とか学童保育など、様々な場面で対応している労働者が全国たくさんいます。国民の安心と安全を守るために懸命に努力をいただいていることに感謝を申し上げます。それとともに、最前線で働く労働者の安全衛生、先ほどの感染症を防ぐマニュアルもそうですが、あわせて、やっぱり心配されるのが過重労働です。厚生労働省の職員も病院の関係者も、みんな過重労働が心配される実態にあります。こういった点にも留意をしていただいて、忘れないでいただきながら、対策の方をお願いいたします。

　この点について、何かコメントがありましたらいただきたいと思います。

○松本貴久　厚生労働省大臣官房審議官　先生御指摘のとおり、やはり働き過ぎによって、労働者の方々、健康を損なうことがあってはならないというふうに私ども考えているところでございます。

　特に、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、これを的確に実施していくためには、やはり対策に従事する方々、健康を確保するということは重要なものだというふうに認識をしております。

　今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含めまして、やむを得ず月に八十時間を超える時間外労働や休日労働を行ったことにより疲労の蓄積が認められる労働者に対しては、労働安全衛生法第六十六条の八というものの規定によりまして、労働者から申出があった場合には、事業主は医師による面接指導などを実施していただくこととしておるところでございまして、労働者の安全衛生の確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　是非、その観点を忘れずに取組を引き続き行っていただきたいと思います。

　また、根本的な原因としてやっぱり人員不足が一番の問題だと思いますので、この公務員の定数については、今後、また引き続き質問の方を行っていきたいと思います。

　以上で私の方の質疑を終えます。ありがとうございました。